

# 長崎県の物品調達に係る競争入札

## 参加資格を有する事業者の皆様 へ

長崎県では、「物品調達に係る障害者雇用促進企業等に対する優先的取扱いに関する要綱」に基づき、登録いただいている事業者の皆様へ、物品管理室が調達する物品の一部について、優先的な発注（登録いただいている皆様に限定した見積執行）を行うこととしております。

この度、平成30年4月1日から障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わり、あわせて、精神障害者である短時間労働者の算定方法が変わったため、上記に関する留意事項についても、以下のとおり改正しますのでお知らせします。

### ○ 主な改正点

- 1 障害者雇用率制度の対象となる精神障害者（発達障害者を含む）の短時間労働者の範囲

### 現行の「0.5」から「0.5または1」に変更

（改正日）

**平成30年10月1日**

**※平成30年4月1日から適用となります。**

※ 詳しくは、物品管理室ホームページから要綱・様式をご覧ください。

○要綱・様式はこちらから（物品管理室ホームページ）

URL:<http://treasury.pref.nagasaki.jp/youkouproof.php>

○登録業者一覧（平成30年8月現在）

URL:<http://treasury.pref.nagasaki.jp/files/youkou/16/kigyoutourokuitiranhyou.pdf>